

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
 - 食品衛生管理者登録講習会の登録変更……………(保健医療局健康安全全部健康安全課)…三
 - 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…三
- 公 告
- 土地区画整理事業の換地処分……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…五

告示

●東京都告示第二百二十五号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 令和六年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百二十八号線
- 三 事業施行期間 令和六年三月七日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 世田谷区松原三丁目地内 使用の部分 世田谷区松原三丁目地内

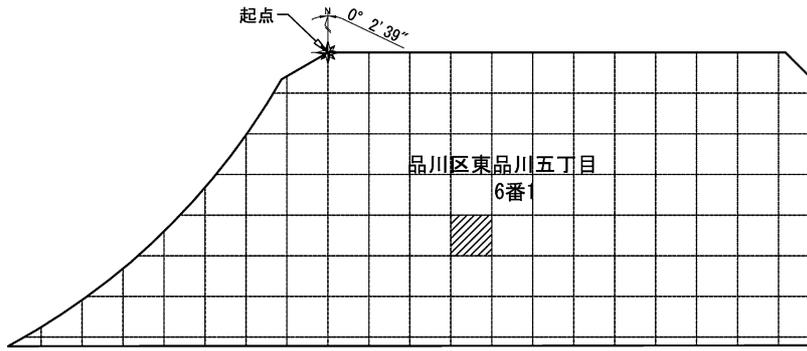
東京都告示第二百二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 令和六年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東品川五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界線・敷地境界
- ▨ 形質変更所要届出区域

【起点】

起点は、品川区東品川五丁目6番1の最北端とする。

【格子の回転角度(0度2分39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百二十七号

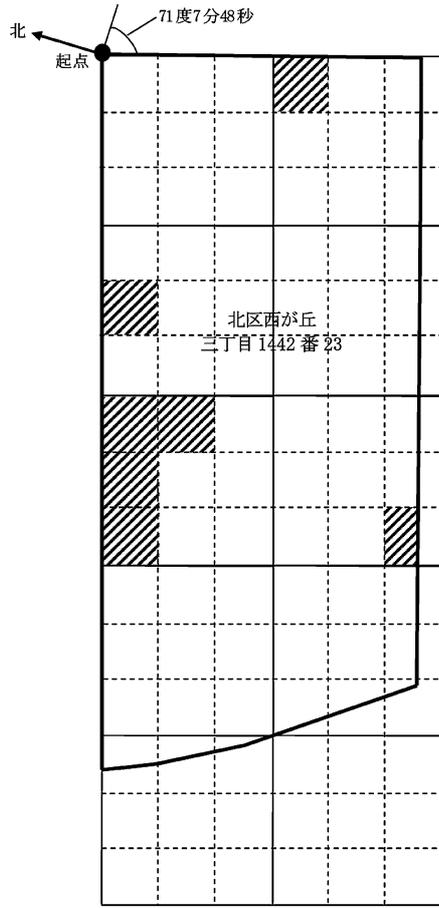
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更所要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更所要届出区域 別図のとおり（北区西が丘三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



起点
 起点は、北区西が丘三丁目 1442 番 23 の最北端とする。

格子の回転角度 (71 度 7 分 48 秒)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- 敷地境界
- 30m 格子
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

●東京都告示第二百二十八号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第二十五条の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第四号の登録を受けた講習会について、次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第三十四条第二号の規定に基づき告示する。

令和六年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

実施者名 変更 変更前 変更後 変更年月日
 事項

公益社団 主たる 渋谷区神宮 台東区寿四 令和六年一
 法人日本 事務所 前二丁目六 丁目十五番 月二十二日
 食品衛生 の所在 番一 七号
 協会 地

●東京都告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月七日から起算して二週間
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

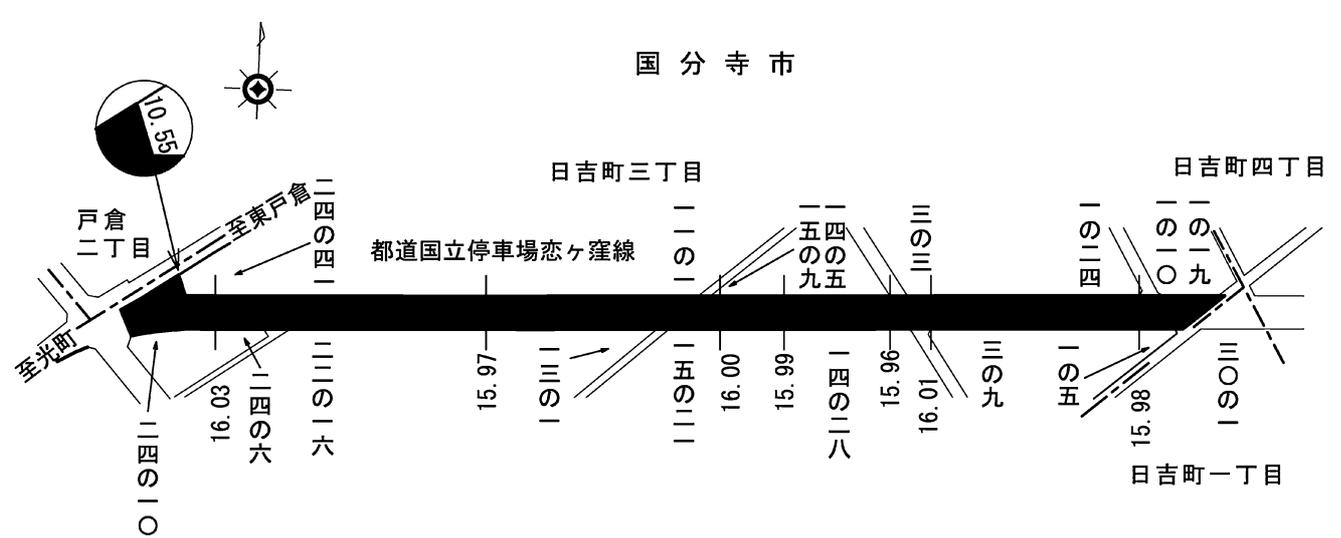
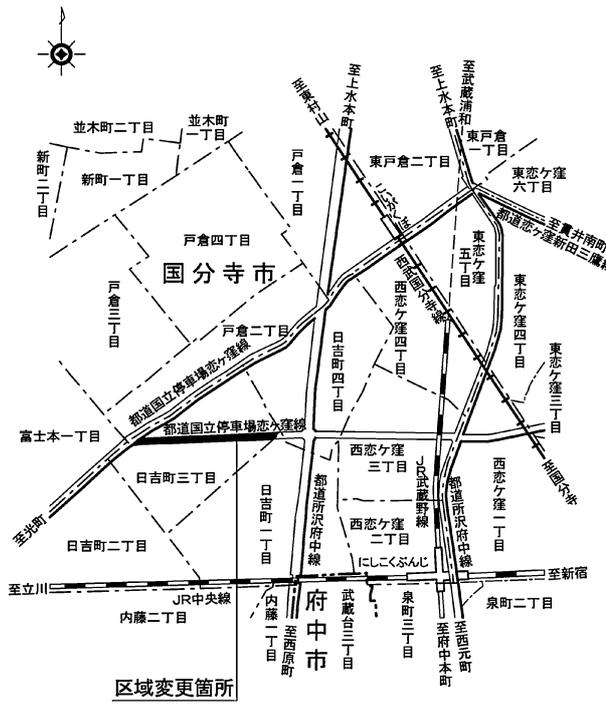
- 一 路線名 国立停車場恋ヶ窪
- 二 変更の区間 国分寺市日吉町三丁目二十四番十地先から同所一番十九地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道国立停車場恋ヶ窪線区域変更略図
国分寺市日吉町三丁目地内

都道
市道
編入区域

延長 五二八・三七メートル
面積 八、三六五・九六平方メートル



公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により武蔵村山市神明一丁目土地区画整理事業の施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

